設計・調査・測量業務共通仕様書

令和 8~~7~~年 10 月

佐賀県　県土整備部、
農林水産部及び地域交流部

第1編　共通編

第1章　総則

第 1101 条　適　用 …… 1
第 1102 条　用語の定義 …… 1
第 1103 条　受発注者の責務 …… 3
第 1104 条　業務の着手 …… 3
第 1105 条　設計図書の支給及び点検 …… 4
第 1106 条　監督員 …… 4
第 1107 条　管理技術者 …… 4
第 1108 条　照査技術者及び照査の実施 …… 5
第 1109 条　担当技術者 …… 6
第 1110 条　提出書類 …… 6
第 1111 条　打合せ等 …… 7
第 1112 条　業務計画書 …… 7
第 1113 条　資料等の貸与及び返却 …… 87
第 1114 条　関係官公庁への手続き等 …… 8
第 1115 条　地元関係者との交渉等 …… 8
第 1116 条　土地への立入り等 …… 8
第 1117 条　成果物の提出 …… 9
第 1118 条　関連法令及び条例の遵守 …… 9
第 1119 条　検査 …… 9
第 1120 条　修補 …… 10
第 1121 条　条件変更等 …… 10
第 1122 条　契約変更 …… 10
第 1123 条　履行期間の変更 …… 11
第 1124 条　一時中止 …… 11
第 1125 条　発注者の賠償責任 …… 11
第 1126 条　受注者の賠償責任等 …… 12
第 1127 条　部分使用 …… 12
第 1128 条　再委託 …… 12
第 1129 条　成果物の使用等 …… 13
第 1130 条　守秘義務 …… 13
第 1131 条　個人情報の取扱い …… 13
第 1132 条　安全等の確保 …… 15
第 1133 条　臨機の措置 …… 15
第 1134 条　履行報告 …… 16
第 1135 条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …… 16
第 1136 条　保険加入の義務 …… 16
第 1137 条　新技術の活用について …… 16

第2章　設計業務等一般

第 1201 条　使用する技術基準等 …… 17
第 1202 条　現地踏査 …… 17
第 1203 条　設計業務等の種類 …… 17
第 1204 条　調査業務の内容 …… 17
第 1205 条　計画業務の内容 …… 17
第 1206 条　設計業務の内容 …… 17
第 1207 条　調査業務の条件 …… 18
第 1208 条　計画業務の条件 …… 18
第 1209 条　設計業務の条件 …… 19
第 1210 条　調査業務及び計画業務の成果 …… 20
第 1211 条　設計業務の成果 …… 20

第2編　河川編

第1章　河川環境調査

第1節　河川環境調査の種類
第 2101 条　河川環境調査の種類 …… 50
第2節　環境影響評価
第 2102 条　環境影響評価の区分 …… 50
第 2103 条　計画段階配慮書(案)の作成 …… 51
第 2104 条　方法書(案)の作成 …… 52
第 2105 条　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 … 53
第 2106 条　調査 …… 54
第 2107 条　予測及び評価並びに環境保全措置の検討 …… 55
第 2108 条　準備書(案)の作成 …… 56
第 2109 条　評価書(案)の作成 …… 56
第 2110 条　評価書の補正等 …… 57
第3節　河川水辺環境調査
第 2111 条　河川水辺環境調査の区分 …… 58
第 2112 条　魚類採捕調査 …… 58
第 2113 条　魚類環境 DNA 調査 …… 59
第 21143 条　底生動物調査 …… 6059
第 21154 条　植物調査 …… 60
第 21165 条　鳥類調査 …… 610
第 21176 条　両生類・爬虫類・哺乳類調査 …… 610
第 21187 条　陸上昆虫類等調査 …… 621
第 21198 条　河川環境基図作成調査 …… 62
第 2120019 条　河川空間利用実態調査 …… 632

第 21210 条　河川水辺総括資料作成調査 …… 643
第4節　成　果　物
第 21221 条　成果物 …… 643

第2章　河川調査･計画

第1節　河川調査･計画の種類
第 2201 条　河川調査･計画の種類 …… 665
第2節　洪水痕跡調査
第 2202 条　洪水痕跡調査 …… 665
第3節　計画降雨検討
第 2203 条　計画降雨検討の区分 …… 676
第 2204 条　ティーセン法による検討 …… 676
第 2205 条　降雨強度曲線による検討 …… 687
第4節　基本高水･計画高水流量検討
第 2206 条　基本高水･計画高水流量検討の区分 …… 698
第 2207 条　貯留関数法による検討 …… 7069
第 2208 条　準線形貯留型モデルによる検討 …… 710
第 2209 条　雨量確率手法による検討 …… 721
第 2210 条　流量確率手法による検討 …… 732
第5節　低水流出解析
第 2211 条　低水流出解析 …… 743
第6節　河道計画
第 2212 条　河道計画(大規模河川) …… 765
第 2213 条　河道計画(中小河川) …… 798
第7節　内水処理計画
第 2214 条　内水処理計画 …… 8079
第8節　利水計画
第 2215 条　利水計画検討 …… 832
第9節　正常流量検討
第 2216 条　正常流量検討(大規模河川) …… 854
第 2217 条　正常流量検討(中小河川) …… 887
第 10 節　氾濫水理解析
第 2218 条　氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合) …… 910
第 11 節　総合治水対策調査
第 2219 条　総合治水対策調査 …… 932
第 12 節　洪水予測システム検討
第 2220 条　洪水予測システム検討 …… 1021
第 13 節　成果物
第 2221 条　成果物 …… 1065

第3章　河川構造物設計

第1節　河川構造物設計の種類
第 2301 条　河川構造物設計の種類 …… 1087
第2節　築堤設計
第 2302 条　築堤設計区分 …… 1087
第 2303 条　築堤予備設計 …… 1087
第 2304 条　築堤詳細設計 …… 1110
第3節　護岸設計
第 2305 条　護岸設計の区分 …… 1132
第 2306 条　護岸予備設計 …… 1132
第 2307 条　護岸詳細設計 …… 1176
第4節　樋門設計
第 2308 条　樋門設計の区分 …… 12019
第 2309 条　樋門予備設計 …… 12019
第 2310 条　樋門詳細設計 …… 1232
第5節　床止め設計
第 2311 条　床止め設計の区分 …… 1265
第 2312 条　床止め予備設計 …… 1265
第 2313 条　床止め詳細設計 …… 1298
第6節　堰設計
第 2314 条　堰設計の区分 …… 1310
第 2315 条　堰予備設計 …… 1310
第 2316 条　堰詳細設計 …… 1365
第7節　水門設計
第 2317 条　水門設計の区分 …… 14039
第 2318 条　水門予備設計 …… 14039
第 2319 条　水門詳細設計 …… 1421
第8節　排水機場設計
第 2320 条　排水機場設計の区分 …… 1454
第 2321 条　排水機場予備設計 …… 1454
第 2322 条　排水機場詳細設計 …… 1476
第9節　成果物
第 2323 条　成果物 …… 15049

第4章　水文観測業務

第1節　総則
第 2401 条　水文観測業務の種類 …… 1532
第 2402 条　対象観測所 …… 1532
第 2403 条　築堤予備設計 …… 1532
第2節　水文観測所保守点検の目的

第 2404 条　水文観測所保守点検の目的 …… 1532
第 2405 条　水文観測所保守点検の内容 …… 1532
第 2406 条　観測所整備 …… 1543
第 2407 条　水文観測所保守点検の成果物 …… 1554
第3節　流量観測
第 2408 条　流量観測の目的 …… 1554
第 2409 条　作業確認 …… 1554
第 2410 条　観測班の編成 …… 1554
第 2411 条　流量観測所整備 …… 1554
第 2412 条　流速計の検定 …… 1565
第 2413 条　現地調査 …… 1565
第 2414 条　低水流量観測の方法 …… 1565
第 2415 条　低水流量観測の成果物 …… 1565
第 2416 条　高水流量観測の方法 …… 1565
第 2417 条　作業確認指示事項及び連絡事項の定義 …… 1565
第 2418 条　高水流量観測の成果物 …… 1576
第 2419 条　ADCP による流量観測の方法 …… 1576
第 2420 条　ADCP による流量観測成果物 …… 1576
第 2421 条　電波式流速計による流量観測の方法 …… 1587
第 2422 条　電波式流速計による流量観測成果物 …… 1587
第 2423 条　画像解析による流量観測の方法 …… 1587
第 2424 条　標定点の設置・座標の測量 …… 1587
第 2425 条　画像解析による流量観測成果物 …… 1587
第4節　水位流量曲線作成
第 2426 条　水位流量曲線作成の目的 …… 1598
第 2427 条　水位流量曲線作成の方法 …… 1598
第 2428 条　水位流量曲線作成の成果物 …… 1598
第5節　水文資料整理
第 2429 条　水文資料の定義 …… 1598
第 2430 条　水文資料整理の目的 …… 1598
第 2431 条　水文資料整理の方法 …… 1598
第 2432 条　水文資料整理の成果物 …… 1598

第3編　海岸編

第1章　海岸構造物設計

第1節　海岸構造物設計の種類
第 3101 条　海岸構造物設計の種類 …… 16059
第2節　堤防、護岸設計
第 3102 条　堤防、護岸設計の区分 …… 16059

第 3103 条　堤防、護岸予備設計 …… 16059
第 3104 条　堤防、護岸詳細設計 …… 1632
第3節　胸壁設計
第 3105 条　胸壁設計の区分 …… 1654
第 3106 条　胸壁予備設計 …… 1654
第 3107 条　胸壁詳細設計 …… 1676
第4節　突堤設計
第 3108 条　突堤設計の区分 …… 1698
第 3109 条　突堤予備設計 …… 1698
第 3110 条　突堤詳細設計 …… 1710
第5節　離岸堤設計
第 3111 条　離岸堤設計の区分 …… 1732
第 3112 条　離岸堤予備設計 …… 1732
第 3113 条　離岸堤詳細設計 …… 1754
第6節　潜堤・人工リーフ設計
第 3114 条　潜堤・人工リーフ設計の区分 …… 1776
第 3115 条　潜堤・人工リーフ予備設計 …… 1776
第 3116 条　潜堤・人工リーフ詳細設計 …… 1798
第7節　消波堤設計
第 3117 条　消波堤設計の区分 …… 18079
第 3118 条　消波堤予備設計 …… 18079
第 3119 条　消波堤詳細設計 …… 1821
第8節　津波防波堤設計
第 3120 条　津波防波堤設計の区分 …… 1843
第 3121 条　津波防波堤予備設計 …… 1843
第 3122 条　津波防波堤詳細設計 …… 1865
第9節　砂浜設計
第 3123 条　砂浜設計の区分 …… 1876
第 3124 条　砂浜予備設計 …… 1887
第 3125 条　砂浜詳細設計 …… 19089
第10節　附帯設備設計
第 3126 条　附帯設備設計の種類 …… 1910
第 3127 条　水門及び樋門設計の区分 …… 1910
第 3128 条　水門及び樋門予備設計 …… 1921
第 3129 条　水門及び樋門詳細設計 …… 1943
第 3130 条　排水機場設計の区分 …… 1965
第 3131 条　排水機場予備設計 …… 1976
第 3132 条　排水機場詳細設計 …… 1998
第 3133 条　陸閘設計の区分 …… 2021
第 3134 条　陸閘予備設計 …… 2021
第 3135 条　陸閘詳細設計 …… 2043
第11節　成果物

第 3136 条　成果物 …… 2065

第4編　道路編

第1章　道路環境調査

第1節　環境影響評価
第 4101 条　環境影響評価の区分 …… 2098
第 4102 条　計画段階配慮書(案)の作成 …… 2098
第 4103 条　方法書(案)の作成 …… 21009
第 4104 条　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定‥2110
第 4105 条　調査 …… 2121
第 4106 条　予測及び評価並びに環境保全措置の検討 …… 2132
第 4107 条　準備書(案)の作成 …… 2143
第 4108 条　評価書(案)の作成 …… 2154
第 4109 条　評価書の補正等 …… 2154
第2節　成果物
第 4110 条　成果物 …… 2165

第2章　交通現況調査

第1節　交通現況調査
第 4201 条　交通現況調査の種類 …… 2176
第2節　交通量調査
第 4202 条　交通量調査の区分 …… 2176
第 4203 条　単路部交通量調査 …… 2176
第 4204 条　交差点部交通量調査 …… 2187
第3節　速度調査
第 4205 条　速度調査の区分 …… 2198
第 4206 条　走行速度調査 …… 2198
第 4207 条　旅行速度調査 …… 22019
第4節　起終点調査
第 4208 条　起終点調査の種類 …… 22019
第 4209 条　路側OD調査 …… 22019
第 4210 条　オーナーインタビューOD調査 …… 2221
第5節　交通渋滞調査
第 4211 条　交通渋滞調査 …… 2232
第6節　駐車場調査
第 4212 条　駐車場調査の区分 …… 2243
第 4213 条　駐車場施設実態調査 …… 2243

第 4214 条　駐車原単位調査 …… 2254
第7節　成果物
第 4215 条　成果物 …… 2265

第3章　道路網・路線計画

第1節　道路網・路線計画の種類
第 4301 条　道路網・路線計画の種類 …… 2276
第2節　現況調査
第 4302 条　現況調査 …… 2276
第3節　交通量推計調査
第 4303 条　交通量推計調査 …… 2287
第4節　道路網・路線計画
第 4304 条　道路網・路線計画 …… 2298
第5節　成果物
第 4305 条　成果物 …… 2310

第4章　道路設計

第1節　道路設計の種類
第 4401 条　道路設計の種類 …… 2321
第2節　道路設計
第 4402 条　道路設計の区分 …… 2321
第 4403 条　道路概略設計 …… 2321
第 4404 条　道路予備設計(A) …… 2343
第 4405 条　道路予備修正設計(A) …… 2365
第 4406 条　道路予備設計(B) …… 2365
第 4407 条　道路予備修正設計(B) …… 2398
第 4408 条　道路詳細設計 …… 2398
第3節　歩道設計(自転車歩行者道を含む)
第 4409 条　歩道設計の区分 …… 2421
第 4410 条　歩道詳細設計 …… 2421
第4節　平面交差点設計
第 4411 条　平面交差点設計の区分 …… 2443
第 4412 条　平面交差点予備設計 …… 2443
第 4413 条　平面交差点詳細設計 …… 2465
第5節　立体交差設計
第 4414 条　立体交差設計の区分 …… 2487
第 4415 条　ダイヤモンド型IC予備設計 …… 2487
第 4416 条　ダイヤモンド型IC詳細設計 …… 25049

第 4417 条　トランペット･クローバー型IC予備設計 …… 2521
第 4418 条　トランペット･クローバー型IC詳細設計 …… 2532
第6節　道路休憩施設設計
第 4419 条　道路休憩施設設計の区分 …… 2554
第 4420 条　道路休憩施設予備設計 …… 2554
第 4421 条　道路休憩施設詳細設計 …… 2576
第7節　一般構造物設計
第 4422 条　一般構造物の区分 …… 2598
第 4423 条　一般構造物予備設計 …… 2598
第 4424 条　一般構造物詳細設計 …… 2610
第 4425 条　落石防護柵詳細設計 …… 2632
第 4426 条　一般構造物基礎工詳細設計 …… 2643
第8節　盛土･切土設計
第 4427 条　盛土･切土設計の区分 …… 2654
第 4428 条　盛土･切土予備設計 …… 2654
第 4429 条　盛土･切土詳細設計 …… 2676
第9節　調整池設計
第 4430 条　調整池設計の区分 …… 2698
第 4431 条　調整池予備設計 …… 2710
第 4432 条　調整池詳細設計 …… 2732
第10節　成果物
第 4433 条　成果物 …… 2732

第5章　地下構造物設計

第1節　地下構造物設計の種類
第 4501 条　地下構造物設計の種類 …… 28079
第2節　地下横断歩道等設計
第 4502 条　地下横断歩道等設計の区分 ……28079
第 4503 条　地下横断歩道等基本計画 …… 28079
第 4504 条　地下横断歩道等予備設計 …… 2821
第 4505 条　地下横断歩道等詳細設計 …… 2854
第3節　共同溝設計
第 4506 条　共同溝設計の区分 …… 2887
第 4507 条　共同溝基本検討 …… 2887
第 4508 条　開削共同溝予備設計 …… 2910
第 4509 条　開削共同溝詳細設計 …… 2932
第 4510 条　シールド共同溝予備設計 …… 2976
第 4511 条　シールド共同溝立坑予備設計 …… 2998
第 4512 条　シールド共同溝詳細設計 …… 3021
第 4513 条　シールド共同溝立坑詳細設計 …… 3065

第4節　電線共同溝設計
第 4514 条　電線共同溝設計の区分 …… 3100~~9~~
第 4515 条　電線共同溝予備設計 …… 3100~~9~~
第 4516 条　電線共同溝詳細設計 …… 312~~1~~
第5節　成果物
第 4517 条　成果物 …… 315~~4~~

第6章　トンネル設計

第1節　トンネル設計の種類
第 4601 条　トンネル設計の種類 …… 324~~3~~
第2節　トンネル設計
第 4602 条　山岳トンネル設計の区分 …… 324~~3~~
第 4603 条　山岳トンネル予備設計 …… 324~~3~~
第 4604 条　山岳トンネル詳細設計 …… 327~~6~~
第3節　シールドトンネル設計
第 4605 条　シールドトンネル設計の区分 …… 331~~0~~
第 4606 条　シールドトンネル予備設計 …… 332~~1~~
第 4607 条　シールドトンネル詳細設計 …… 334~~3~~
第 4608 条　立坑予備設計 …… 339~~8~~
第 4609 条　立坑詳細設計 …… 341~~0~~
第4節　開削トンネル設計
第 4610 条　開削トンネル設計の区分 …… 344~~3~~
第 4611 条　開削トンネル予備設計 …… 345~~4~~
第 4612 条　開削トンネル詳細設計 …… 347~~6~~
第5節　トンネル設備設計
第 4613 条　トンネル設備設計の区分 …… 351~~0~~
第 4614 条　トンネル設備予備設計 …… 351~~0~~
第 4615 条　トンネル設備詳細設計 …… 354~~3~~
第6節　成果物
第 4616 条　成果物 …… 358~~7~~

第7章　橋梁設計

第1節　橋梁設計の種類
第 4701 条　橋梁設計の種類 …… 366~~5~~
第2節　橋梁設計
第 4702 条　橋梁設計の区分 …… 366~~5~~
第 4703 条　橋梁予備設計 …… 366~~5~~
第 4704 条　橋梁詳細設計 …… 369~~8~~

第3節　橋梁拡幅設計
第 4705 条　橋梁拡幅設計の区分 …… 3710
第 4706 条　橋梁拡幅予備設計 …… 3710
第 4707 条　橋梁拡幅詳細設計 …… 3743
第4節　橋梁補強設計
第 4708 条　橋梁補強設計の区分 …… 3765
第 4709 条　橋梁補強予備設計 …… 3776
第 4710 条　橋梁補強詳細設計 …… 3798
第5節　成果物
第 4711 条　成果物 …… 3810

第 8 章　道路施設点検

第1節　道路施設点検の種類
第 4801 条　道路施設点検の種類 …… 3854
第2節　道路防災カルテ点検
第 4802 条　道路防災カルテ点検 …… 3854
第3節　橋梁定期点検
第 4803 条　橋梁定期点検 …… 3865
第4節　成果物
第 4804 条　成果物 …… 3887

第5編　砂防及び地すべり対策等編

第1章　砂防環境調査

第1節　砂防環境調査
第 5101 条　砂防環境調査の種類 …… 3898
第2節　自然環境調査
第 5102 条　自然環境調査の区分 …… 3898
第 5103 条　魚類調査 …… 3898
第 5104 条　植生調査 …… 39089
第 5105 条　鳥類調査 …… 39089
第 5106 条　両生類･は虫類･ほ乳類調査 …… 3910
第 5107 条　陸上昆虫類調査 …… 3910
第 5108 条　底生動物調査 …… 3921
第3節　景観調査
第 5109 条　景観調査 …… 3921
第4節　渓流空間利用実態調査
第 5110 条　渓流空間利用実態調査 …… 3932

第5節　成果物及び貸与資料
第 5111 条　成果物 …… 3943
第 5112 条　貸与資料 …… 3943

第2章　砂防調査・計画

第1節　砂防調査・計画
第 5201 条　砂防調査・計画の種類 …… 3954
第2節　砂防調査
第 5202 条　砂防調査の区分 …… 3954
第 5203 条　土砂・洪水氾濫対策調査 …… 3954
第 5204 条　土石流対策調査 …… 3987
第 5205 条　流木対策調査 …… 400399
第 5206 条　火山砂防調査 …… 4010
第3節　砂防計画
第 5207 条　砂防計画の区分 …… 4021
第 5208 条　土砂・洪水氾濫対策計画 …… 4032
第 5209 条　土石流対策計画 …… 4043
第 5210 条　流木対策計画 …… 4065
第 5211 条　火山砂防計画 …… 4076
第4節　成果物
第 5212 条　成果物 …… 4098

第3章　砂防構造設計

第1節　砂防構造設計
第 5301 条　砂防構造物設計の種類 …… 4121
第2節　砂防ダム及び床固工設計
第 5302 条　砂防堰堤及び床固工設計の区分 …… 4121
第 5303 条　砂防堰堤及び床固工予備設計 …… 4121
第 5304 条　砂防堰堤及び床固工詳細設計 …… 4143
第3節　渓流保全工の設計
第 5305 条　渓流保全工設計の区分 …… 4176
第 5306 条　渓流保全工予備設計 …… 4176
第 5307 条　渓流保全工詳細設計 …… 4198
第4節　土石流対策工及び流木対策工の設計
第 5308 条　土石流対策工及び流木対策工設計の区分 …… 4210
第 5309 条　土石流対策工予備設計 …… 4210
第 5310 条　土石流対策工詳細設計 …… 4243
第 5311 条　流木対策工予備設計 …… 4265

第 5312 条　流木対策工詳細設計 …… 4298
第5節　護岸工の設計
第 5313 条　護岸工設計の区分 …… 4310
第 5314 条　護岸工予備設計 …… 4321
第 5315 条　護岸工詳細設計 …… 4343
第6節　山腹工の設計
第 5316 条　山腹工設計の区分 …… 4354
第 5317 条　山腹工予備設計 …… 4354
第 5318 条　山腹工詳細設計 …… 4376
第7節　成果物
第 5319 条　成果物 …… 4398

第4章　地すべり対策調査・計画・設計

第1節　地すべり対策調査・計画・設計
第 5401 条　地すべり対策調査・計画・設計の種類 …… 4521
第 5402 条　地すべり調査の区分 …… 4521
第2節　地すべり調査
第 5403 条　地すべり予備調査 …… 4521
第 5404 条　地すべり概査 …… 4532
第 5405 条　地すべり機構解析 …… 4543
第3節　地すべり対策計画
第 5406 条　地すべり対策計画 …… 4565
第4節　地すべり防止施設設計
第 5407 条　地すべり防止施設設計の区分 …… 4576
第 5408 条　地すべり防止施設予備設計 …… 4576
第 5409 条　地すべり防止施設詳細設計 …… 4598
第5節　成果物
第 5410 条　成果物 …… 4610

第5章　急傾斜地対策調査・計画・設計

第1節　急傾斜地対策調査・計画・設計
第 5501 条　急傾斜地対策調査・計画・設計の種類 …… 4643
第2節　急傾斜地調査
第 5502 条　急傾斜地調査の区分 …… 4643
第 5503 条　急傾斜地予備調査 …… 4643
第 5504 条　急傾斜地概査 …… 4654
第 5505 条　急傾斜地機構解析 …… 4665
第3節　急傾斜地崩壊対策計画

第 5506 条　急傾斜地崩壊対策計画 …… 4698
第4節　急傾斜地崩壊防止施設設計
第 5507 条　急傾斜地崩壊防止施設設計の区分 …… 4710
第 5508 条　急傾斜地崩壊防止施設予備設計 …… 4710
第 5509 条　急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 …… 4721
第5節　成果物
第 5510 条　成果物 …… 4743

第6編　ダム編

第1章　ダム環境調査

第1節　ダム環境調査の種類
第 6101 条　ダム環境調査の種類 …… 4787
第2節　環境影響評価
第 6102 条　環境影響評価の区分 …… 4787
第 6103 条　計画段階配慮書(案)の作成 …… 4787
第 6104条　方法書(案)の作成 …… 48079
第 6105 条　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定…4810
第 6106 条　調査 …… 4821
第 6107 条　予測及び評価並びに環境保全措置の検討 …… 4821
第 6108 条　準備書(案)の作成 …… 4832
第 6109 条　評価書(案)の作成 …… 4843
第 6110 条　評価書の補正等 …… 4854
第3節　ダム湖環境調査
第 6111 条　ダム湖環境調査の区分 …… 4854
第 6112 条　魚介類調査 …… 4865
第 6113 条　魚類環境 DNA 調査 …… 487
第 61143 条　底生動物調査 …… 4876
第 61154 条　動植物プランクトン調査 …… 4886
第 61165 条　植物調査 …… 4897
第 61176 条　鳥類調査 …… 4898
第 61187 条　両生類・爬虫類・哺乳類調査 …… 49088
第 61198 条　陸上昆虫類等調査 …… 49089
第 6120 条　ダム湖環境基図作成調査 …… 491
第 612119 条　ダム湖利用実態調査 …… 49289
第4節　成果物
第 61220 条　成果物 …… 4920

第2章　ダム治水利水計画

第1節　ダム治水利水計画の種類
　第 6201 条　ダム治水利水計画の種類 …… 4941
第2節　治水計画
　第 6202 条　治水計画の区分 …… 4941
　第 6203 条　洪水調節計画 …… 4941
　第 6204 条　正常流量確保計画 …… 4963
第3節　利水計画
　第 6205 条　利水計画の区分 …… 4974
　第 6206 条　低水流出解析 …… 4985
　第 6207 条　利水計画 …… 4996
第4節　成果物
　第 6208 条　成果物 …… 500497

第3章　ダム地質調査

第1節　地質調査の種類
　第 6301 条　地質調査の種類 …… 501498
第2節　地形調査
　第 6302 条　地形調査 …… 502499
第3節　広域調査
　第 6303 条　広域調査 …… 503500
第4節　地表地質踏査
　第 6304 条　地表地質踏査の基本的事項 …… 504501
　第 6305 条　ダムサイト候補地選定地表地質概査(1/5,000) …… 504501
　第 6306 条　ダムサイト地表地質概査(1/2,500) …… 506503
　第 6307 条　ダムサイト地表地質調査(1/500) …… 507504
　第 6308 条　堤体材料採取候補地選定地表地質概査(1/5,000) …… 509506
　第 6309 条　堤体材料採取候補地地表地質概査(1/2,500) …… 510507
　第 6310 条　堤体材料採取候補地地表地質調査(1/1,000) …… 512509
　第 6311 条　貯水池周辺地表地質概査(1/2,500) …… 5130
　第 6312 条　貯水池周辺地表地質調査(1/1,000) …… 5152
第5節　物理探査
　第 6313 条　物理探査の基本的事項 …… 5163
　第 6314 条　物理探査 …… 5174
第6節　透水試験
　第 6315 条　ルジオンテストの基本的事項 …… 5185
　第 6316 条　ルジオンテストおよび考察 …… 5185
第7節　横坑調査
　第 6317 条　横坑調査の基本的事項 …… 5196
　第 6318 条　横坑観察 …… 5196
第8節　岩盤試験

第 6319 条　岩盤試験の基本的事項 …… 5201~~7~~
第 6320 条　岩盤直接せん断試験 …… 5211~~8~~
第 6321 条　岩盤変形試験 …… 5221~~9~~
第9節　孔内観察
第 6322 条　孔内観察 …… 523~~0~~
第 10 節　地質解析
第 6323 条　地質解析の基本的事項 …… 524~~1~~
第 6324 条　ダムサイト地質比較検討(1/5,000) …… 525~~2~~
第 6325 条　堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000) …… 526~~3~~
第 6326 条　ダムサイト地質解析(1/2,500) …… 5274
第 6327 条　ダムサイト地質解析(1/500) …… 519~~6~~
第 6328 条　堤体材料採取候補地地質解析(1/2,500) …… 5302~~7~~
第 6329 条　堤体材料採取候補地地質解析(1/1,000) …… 5312~~8~~
第 6330 条　地質考察の基本的事項 …… 533~~0~~
第 6331 条　ダムサイト地質考察 …… 533~~0~~
第 6332 条　堤体材料採取候補地地質考察 …… 534~~1~~
第 6333 条　貯水池周辺地質考察 …… 535~~2~~
第 6334 条　ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)(1/500) …… 536~~3~~
第 6335 条　ダムサイト地質総合解析(実施設計段階)(1/500) …… 538~~5~~
第 6336 条　堤体材料採取候補地地質総合解析(1/1,000) …… 5403~~7~~
第 11 節　岩盤掘削面スケッチ
第 6337 条　ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種) …… 5413~~8~~
第 6338 条　堤体材料採取地掘削時材料評価 …… 5423~~9~~
第 6339 条　堤体材料採取地掘削面スケッチ …… 544~~1~~
第 12 節　第四紀断層調査
第 6340 条　第四紀断層調査の基本的事項 …… 545~~2~~
第 6341 条　第四紀断層調査(一次調査その 1) …… 545~~2~~

第4章　ダム本体設計

第1節　ダム本体設計の種類
第 6401 条　ダム本体設計の種類 …… 548~~5~~
第2節　重力式コンクリートダム本体設計
第 6402 条　重力式コンクリートダム本体設計の区分 …… 548~~5~~
第 6403 条　計画設計 …… 548~~5~~
第 6404 条　概略設計 …… 5504~~7~~
第 6405 条　実施設計 …… 5514~~8~~
第3節　ゾーン型フィルダム本体設計
第 6406 条　ゾーン型フィルダム本体設計の区分 …… 5574
第 6407 条　計画設計 …… 5574
第 6408 条　概略設計 …… 5605~~7~~

第 6409 条　実施設計 …… 5625~~9~~

第5章　ダム付帯施設設計

第1節　ダム付帯施設設計の種類
第 6501 条　ダム付帯施設設計の種類 …… 567~~4~~
第2節　ダム管理用発電設計
第 6502 条　ダム管理用発電設計の区分 …… 567~~4~~
第 6503 条　可能性調査 …… 567~~4~~
第 6504 条　実施設計 …… 568~~5~~
第3節　付帯施設設計
第 6505 条　付帯施設設計の区分 …… 5706~~7~~
第 6506 条　概略設計 …… 5706~~7~~
第 6507 条　実施設計 …… 5716~~8~~
第4節　成果物
第 6508 条　成果物 …… 5726~~9~~

第6章　施工計画及び施工設備設計

第1節　ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類
第 6601 条　ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類 …… 574~~1~~
第2節　コンクリートダム施工計画及び施工設備設計
第 6602 条　コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分 …… 574~~1~~
第 6603 条　概略設計 …… 574~~1~~
第 6604 条　実施設計 …… 576~~3~~
第3節　フィルダム施工計画及び施工設備設計
第 6605 条　施工計画･仮設備設計の区分 …… 5827~~9~~
第 6606 条　概略設計 …… 5827~~9~~
第 6607 条　実施設計 …… 585~~2~~

第 7 章　ダム点検

第1節　ダム点検
第 6701 条　ダム総合点検 …… 5908~~7~~

第 8 章　その他

第1節　背水計算

第 6801 条　背水計算 …… 5930
第2節　水理模型実験
第 6802 条　水理模型実験の種類と範囲及び条件 …… 5930
第 6803 条　重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 …… 5941
第 6804 条　フィルダム洪水吐き水理模型実験 …… 5952
第 6805 条　放流管抽出水理模型実験 …… 5963
第3節　骨材破砕試験・解析
第 6806 条　骨材破砕試験・解析の種類 …… 5985
第 6807 条　骨材破砕試験・解析 …… 5985
第4節　コンクリート配合試験・解析
第 6808 条　コンクリート配合試験・解析の種類 …… 600597
第 6809 条　コンクリート配合試験・解析 …… 600597
第5節　グラウチング試験・解析
第 6810 条　グラウチング試験・解析 …… 601598
第6節　グラウチングデータ整理・解析
第 6811 条　グラウチングデータ整理・解析 …… 602599

第7編　公園緑地編

第1章　公園緑地設計

第1節　公園設計の区分
第 7101 条　設計の区分 …… 6041
第2節　公園緑地設計
第 7102 条　基本計画 …… 6041
第 7103 条　基本設計 …… 6052
第 7104 条　実施設計 …… 6052
第3節　成果物
第 7105 条　成果物 …… 6075

第8編　農業農村整備編

第1章　ポンプ場設計

第1節　ポンプ場設計
第 8101 条　ポンプ場設計の区分 …… 6085
第 8102 条　構想設計 …… 6085
第 8103 条　基本設計 …… 6096
第 8104 条　実施設計 …… 61108
第2節　成果物

第 8105 条　成果物 …… 6130

第2章　水路工設計

第1節　水路工設計の種類
第 8201 条　水路工設計の種類 …… 6141
第2節　用水路路線計画
第 8202 条　用水路路線計画の区分 …… 6141
第 8203 条　構想設計 …… 6141
第 8204 条　基本設計 …… 6173
第 8205 条　実施設計 …… 61704
第3節　用水路(開水路)設計
第 8206 条　用水路(開水路)設計の区分 …… 6196
第 8207 条　構想設計 …… 61906
第 8208 条　基本設計 …… 62118
第 8209 条　実施設計 …… 6230
第4節　水路トンネル設計
第 8210 条　水路トンネル設計の区分 …… 6252
第 8211 条　構想設計 …… 6252
第 8212 条　基本設計 …… 6263
第 8213 条　実施設計 …… 6285
第5節　排水路路線計画設計
第 8214 条　排水路路線計画設計の区分 …… 63027
第 8215 条　構想設計 …… 63027
第 8216 条　基本設計 …… 63229
第 8217 条　実施設計 …… 6330
第6節　排水路設計
第 8218 条　排水路設計の区分 …… 6352
第 8219 条　構想設計 …… 6352
第 8220 条　基本設計 …… 6374
第 8221 条　実施設計 …… 6396
第7節　パイプライン路線計画設計
第 8222 条　パイプライン路線計画設計の区分 …… 64138
第 8223 条　構想設計 …… 64138
第 8224 条　基本設計 …… 64239
第 8225 条　実施設計 …… 6441
第8節　パイプライン設計
第 8226 条　パイプライン設計の区分 …… 6452
第 8227 条　構想設計 …… 6452
第 8228 条　基本設計 …… 6474
第 8229 条　実施設計 …… 6496

第9節　暗渠設計
第 8230 条　暗渠設計の区分 …… 6514~~8~~
第 8231 条　基本設計 …… 6514~~8~~
第 8232 条　実施設計 …… 653~~0~~
第10節　落差工設計
第 8233 条　落差工設計の区分 …… 655~~2~~
第 8234 条　基本設計 …… 655~~2~~
第 8235 条　実施設計 …… 656~~3~~
第11節　急流工設計
第 8236 条　急流工設計の区分 …… 658~~5~~
第 8237 条　基本設計 …… 658~~5~~
第 8238 条　実施設計 …… 659~~6~~
第12節　射流分水工並びにチェックゲート設計
第 8239 条　射流分水工並びにチェックゲート設計の区分 …… 6615~~8~~
第 8240 条　基本設計 …… 6615~~8~~
第 8241 条　実施設計 …… 6625~~9~~
第13節　直接分水工設計
第 8242 条　直接分水工設計の区分 …… 664~~1~~
第 8243 条　基本設計 …… 664~~1~~
第 8244 条　実施設計 …… 665~~2~~
第14節　合流工設計
第 8245 条　合流工設計の区分 …… 666~~3~~
第 8246 条　基本設計 …… 667~~4~~
第 8247 条　実施設計 …… 668~~5~~
第15節　サイホン設計
第 8248 条　サイホン設計の区分 …… 669~~6~~
第 8249 条　基本設計 …… 6706~~7~~
第 8250 条　実施設計 …… 6716~~8~~
第16節　付帯橋梁設計
第 8251 条　付帯橋梁設計の区分 …… 673~~0~~
第 8252 条　基本設計 …… 673~~0~~
第 8253 条　実施設計 …… 675~~2~~
第17節　水路横断構造物設計
第 8254 条　水路横断構造物設計の区分 …… 676~~3~~
第 8255 条　基本設計 …… 676~~3~~
第 8256 条　実施設計 …… 677~~4~~
第18節　成果物
第 8257 条　成果物 …… 678~~5~~

第3章　ほ場整備設計

第1節　ほ場整備設計
第 8301 条　ほ場整備設計の区分 …… 6796
第 8302 条　基本設計 …… 6796
第 8303 条　実施設計 …… 6841
第2節　成果物
第 8304 条　成果物 …… 6885

第4章　農道設計

第1節　農道設計の種類
第 8401 条　農道設計の種類 …… 6896
第2節　現況調査計画
第 8402 条　基本設計 …… 6896
第3節　道路計画
第 8403 条　道路計画の区分 …… 69188
第 8404 条　構想設計 …… 69188
第 8405 条　基本設計 …… 6930
第 8406 条　実施設計 …… 6952
第4節　道路トンネル
第 8407 条　道路トンネルの区分 …… 6974
第 8408 条　基本設計 …… 6974
第 8409 条　実施設計 …… 6996
第5節　道路トンネル設備
第 8410 条　実施設計 …… 700697
第6節　成果物
第 8411 条　成果物 …… 700697

第5章　ため池設計

第1節　ため池改修設計
第 8501 条　実施設計 …… 701698
第2節　成果物
第 8502 条　成果物 …… 7041

第9編　森林整備編

第1章　治山設計業務

第1節　治山ダム工設計

第 9101 条　治山ダム工予備設計 …… 7052
第 9102 条　治山ダム工実施設計 …… 7063
第 9103 条　治山ダム(透水型･遮水型)実施設計 …… 7085
第 9104 条　治山ダム(透過型)実施設計 …… 7096
第2節　流木対策
第 9105 条　流木対策調査 …… 71007
第 9106 条　流木対策計画 …… 71209
第 9107 条　流木対策工予備設計 …… 7130
第 9108 条　流木対策工実施設計 …… 7152
第3節　流路工
第 9109 条　流路工実施設計 …… 7174
第 9110 条　成果物 …… 7196
第4節　山腹工等
第 9111 条　山腹工設計 …… 7241
第 9112 条　海岸防災林造成の設計 …… 7252
第 9113 条　防風林造成の設計 …… 7263
第 9114 条　なだれ防止林造成の設計 …… 7263
第 9115 条　土砂流出防止林造成の設計 …… 7274
第 9116 条　保安林整備の設計 …… 7285
第 9117 条　保安林管理道の設計 …… 7296
第 9118 条　水土保全治山等の設計 …… 7296
第 9119 条　成果物 …… 7296
第5節　地すべり防止工
第 9120 条　設計計画 …… 73128
第 9121 条　地すべり防止工の位置決定 …… 73128
第 9122 条　抑制工の設計 …… 73128
第 9123 条　抑止工の設計 …… 7352
第 9124 条　治山ダム工等の設計 …… 7363
第 9125 条　土留工等の設計 …… 7363
第 9126 条　照査 …… 7374
第 9127 条　報告書作成 …… 7374
第6節　防潮工(海岸防災林造成)
第 9128 条　基本設計 …… 7385
第 9129 条　実施設計 …… 74037

第2章　治山計画作成業務

第1節　山地治山等調査
第 9201 条　山地治山等調査 …… 74239
第 9202 条　予備調査 …… 7430
第 9203 条　現地調査 …… 7441
第 9204 条　地形･地質･土壌等調査 …… 7441

第 9205 条　海象･漂砂調査 …… 7452
第 9206 条　林況、植生調査 …… 7452
第 9207 条　気象調査 …… 7452
第 9208 条　水文調査 …… 7452
第 9209 条　荒廃現況調査 …… 7463
第 9210 条　荒廃危険地調査 …… 7485
第 9211 条　荒廃森林調査 …… 7485
第 9212 条　海岸荒廃現況調査 …… 7496
第 9213 条　風害調査 …… 7496
第 9214 条　なだれ調査 …… 7496
第 9215 条　火山特性調査 …… 75047
第 9216 条　環境調査 …… 75047
第 9217 条　社会的特性調査 …… 75148
第 9218 条　総合検討及び基本方針の策定 …… 75148
第2節　全体計画の作成
第 9219 条　基本事項の策定 …… 75148
第 9220 条　施設等整備計画 …… 75249
第 9221 条　森林整備計画 …… 75249
第 9222 条　管理道等整備計画 …… 75249
第 9223 条　災害予知施設等の計画 …… 75249
第 9224 条　事業量の算定 …… 75249
第 9225 条　全体計画図の作成 …… 75249
第 9226 条　照査 …… 75249
第 9227 条　報告書の作成 …… 7530
第3節　治山流域別調査
第 9228 条　治山流域別調査 …… 7541
第 9229 条　荒廃地調査 …… 7552
第 9230 条　荒廃危険地調査 …… 7552
第 9231 条　荒廃森林調査 …… 7552
第 9232 条　地すべり調査 …… 7552
第 9233 条　自然環境調査 …… 7552
第 9234 条　既往治山施設調査 …… 7552
第 9235 条　調査結果取りまとめ …… 7552
第 9236 条　照査 …… 7563
第 9237 条　報告書の作成 …… 7563
第 9238 条　土壌断面調査 …… 7563
第 9239 条　土壌孔隙調査 …… 7574
第 9240 条　浸透能試験 …… 7574
第 9241 条　森林調査 …… 7574
第 9242 条　相対照度の測定 …… 7585
第 9243 条　現地における気象調査 …… 7585
第 9244 条　流量調査 …… 7585

第 9245 条　滞水・湧水調査 …… 7596
第 9246 条　自然環境調査 …… 7596

第3章　治山施設点検業務

第 9301 条　事前調査 …… 76057
第 9302 条　治山施設の位置の確認(外業) …… 76057
第 9303 条　施設の点検方法 …… 76057
第 9304 条　報告書の作成 …… 76057

第4章　林道設計

第1節　林道設計
第 9401 条　林道の路線線形計画 …… 76158
第 9402 条　林道予備設計 …… 76158
第 9403 条　林道実施設計 …… 7630
第 9404 条　一車線林道実施設計 …… 7652
第2節　一般構造物設計
第 9405 条　一般構造物設計の区分 …… 7674
第 9406 条　一般構造物予備設計 …… 7674
第 9407 条　一般構造物実施設計 …… 7696
第 9408 条　落石防護柵実施設計 …… 77168
第 9409 条　一般構造物基礎工実施設計 …… 772769
第3節　橋梁
第 9410 条　橋梁設計の区分 …… 7730
第 9411 条　橋梁予備設計 …… 7730
第 9412 条　橋梁実施設計 …… 7752

第5章　林道全体計画調査

第 9501 条　林道全体計画調査の区分 …… 7841
第 9502 条　林業、社会的特性等調査 …… 7841
第 9503 条　基本計画の策定 …… 7874
第 9504 条　自然環境等調査 …… 7885
第 9505 条　全体計画作成 …… 7963
第 9506 条　予測・評価 …… 800797
第 9507 条　照査 …… 801798
第 9508 条　成果品 …… 801798

第6章　林道橋定期点検業務

第 9601 条　業務目的 …… 81209

第 9602 条　計画準備　…… 81209
第 9603 条　現地点検　…… 8130
第 9604 条　定期点検調査帳票の作成　…… 8130
第 9605 条　報告書の作成　…… 8141

第1章　総則

第101条　適用 …… 8663
第102条　用語の定義 …… 8663
第103条　受発注者の責務 …… 8685
第104条　業務の着手 …… 8685
第105条　測量の基準 …… 8685
第106条　業務の実施 …… 8685
第107条　設計図書の支給及び点検 …… 8696
第108条　監督員 …… 8696
第109条　管理技術者 …… 8696
第110条　担当技術者 …… 8696
第111条　提出書類 …… 87067
第112条　打合せ等 …… 87067
第113条　業務計画書 …… 87168
第114条　資料等の貸与及び返却 …… 87168
第115条　関係官公庁への手続き等 …… 87269
第116条　地元関係者との交渉等 …… 87269
第117条　土地への立入り等 …… 87269
第118条　成果物の提出 …… 8730
第119条　関連法令及び条例の遵守 …… 8730
第120条　検査 …… 8730
第121条　修補 …… 8741
第122条　条件変更等 …… 8741
第123条　契約変更 …… 8741
第124条　履行期間の変更 …… 8741
第125条　一時中止 …… 8752
第126条　発注者の賠償責任 …… 8752
第127条　受注者の賠償責任等 …… 8752
第128条　部分使用 …… 8763
第129条　再委託 …… 8763
第130条　成果物の使用等 …… 8763
第131条　守秘義務 …… 8763
第132条　個人情報の取扱い …… 8774
第133条　安全等の確保 …… 8785
第134条　臨機の措置 …… 8796
第135条　履行報告 …… 88077
第136条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …… 88077
第137条　保険加入の義務 …… 88077

第2章　路線測量

第1節　測量に関する一般事項
第201条　測量業務の区分 …… 8817~~8~~
第202条　使用器材 …… 8817~~8~~
第203条　測量の精度等 …… 8827~~9~~
第204条　基準点 …… 883~~0~~
第205条　測量杭 …… 883~~0~~
第206条　測量野帳等 …… 884~~1~~
第207条　図面 …… 884~~1~~
第2節　基準点測量
第208条　作業実施 …… 884~~1~~
第3節　予備測量
第209条　予備測量 …… 884~~1~~
第4節　実測量
第210条　一般事項 …… 885~~2~~
第211条　I.P の選定 …… 885~~2~~
第212条　中心線測量 …… 886~~3~~
第213条　縦断測量 …… 8874
第214条　横断測量 …… 888~~5~~
第215条　平面測量 …… 888~~5~~
第216条　伐開 …… 888~~5~~
第5節　用地測量
第217条　一般事項 …… 888~~5~~
第218条　実測量 …… 889~~6~~
第6節　構造物設置箇所の測量
第219条　構造物設置箇所の測量 …… 889~~6~~
第7節　残土処理箇所の測量
第220条　残土処理場 …… 889~~6~~
第8節　その他箇所の測量
第221条　林業作業用施設等 …… 9008~~7~~
第222条　地区全体計画に係る施設等 …… 9008~~7~~

第3章　山地治山等測量

第1節　測量に関する一般事項
第301条　山地治山等測量業務の種類 …… 9118~~8~~
第302条　使用器材 …… 9118~~8~~
第303条　公差及び測定方法 …… 893~~0~~
第304条　基準点 …… 894~~1~~
第305条　測量杭 …… 894~~1~~

第306条　測量野帳等 …… 8941
第307条　図面 …… 8941
第308条　図面の縮尺 …… 8941
第2節　基準点測量等
第309条　基準点測量 …… 8963
第310条　用地測量 …… 8963
第311条　現地測量 …… 8963
第3節　渓間工の測量
第312条　踏査選点 …… 8963
第313条　中心線測量 …… 8963
第314条　縦断測量 …… 8974
第315条　横断測量 …… 8974
第316条　構造物計画位置横断測量 …… 8974
第4節　山腹工の測量
第317条　踏査選点 …… 8974
第318条　平面測量 …… 8974
第319条　縦断測量 …… 8985
第320条　横断測量 …… 8985
第5節　防風林造成の測量
第321条　踏査選点 …… 8985
第322条　平面測量 …… 8985
第323条　縦断測量 …… 8985
第324条　横断測量 …… 8996
第6節　なだれ防止林造成の測量
第325条　踏査選点 …… 8996
第326条　平面測量 …… 8996
第327条　縦断測量 …… 8996
第328条　横断測量 …… 900897
第7節　土砂流出防止林造成の測量
第329条　踏査選点 …… 900897
第330条　平面測量 …… 900897
第331条　縦断測量 …… 900897
第332条　横断測量 …… 900897
第8節　保安林整備の測量
第333条　踏査選点 …… 900897
第334条　平面測量 …… 901898
第335条　縦断測量 …… 901898
第336条　横断測量 …… 901898
第9節　水土保全治山等の測量
第337条　水土保全治山等の測量 …… 901898
第10節　地すべり防止の測量
第338条　踏査選点 …… 901898

第339条　地形測量 …… 901898
第340条　測線測量 …… 901898
第341条　地すべり防止工の測量 …… 902899
第342条　設計に関わる測量の種類 …… 902899
第343条　測線測量 …… 902899
第344条　平面測量 …… 902899
第345条　縦断測量 …… 902899
第346条　横断測量 …… 902899

第4章　治山事業における防潮工等の測量

第1節　深浅測量
第401条　適用の範囲 …… 9041
第402条　測量準備 …… 9041
第403条　基準点測量 …… 9041
第404条　簡易検潮等 …… 9052
第405条　水深測量 …… 9052
第406条　成果 …… 9074
第407条　照査 …… 9074
第2節　汀線測量
第408条　適用の範囲 …… 9085
第409条　測量準備 …… 9085
第410条　基準点測量 …… 9085
第411条　水準測量 …… 9085
第412条　成果 …… 9085
第413条　照査 …… 9096

第5章　環境生物調査

第1節　プランクトン調査
第501条　適用の範囲 …… 910907
第502条　調査準備 …… 910907
第503条　位置測量 …… 910907
第504条　プランクトン調査 …… 910907
第505条　分析、解析・考察 …… 910907
第506条　成果 …… 910907
第507条　照査 …… 911908
第2節　卵・稚仔調査
第508条　適用の範囲 …… 911908
第509条　調査準備 …… 911908

第510条　位置測量 …… 91108
第511条　卵・稚仔調査 …… 91108
第512条　分析、解析・考察 …… 91209
第513条　成果 …… 91209
第514条　照査 …… 91209
第3節　底生生物調査
第515条　適用の範囲 …… 91209
第516条　調査準備 …… 91209
第517条　位置測量 …… 91209
第518条　底生生物調査 …… 91209
第519条　分析、解析・考察 …… 91209
第520条　成果 …… 9130
第521条　照査 …… 9130
第4節　付着生物調査
第522条　適用の範囲 …… 9130
第523条　調査準備 …… 9130
第524条　位置測量 …… 9130
第525条　付着生物調査 …… 9130
第526条　分析、解析・考察 …… 9130
第527条　成果 …… 9130
第528条　照査 …… 9130
第5節　藻場調査
第529条　適用の範囲 …… 9141
第530条　調査準備 …… 9141
第531条　位置測量 …… 9141
第532条　藻場調査 …… 9141
第533条　分析、解析・考察 …… 9141
第534条　成果 …… 9141
第535条　照査 …… 9141
第6節　魚介類調査
第536条　適用の範囲 …… 9141
第537条　調査準備 …… 9152
第538条　位置測量 …… 9152
第539条　魚介類調査 …… 9152
第540条　分析、解析・考察 …… 9152
第541条　成果 …… 9152
第542条　照査 …… 9152

第1章　総則

第101条　適用 …… 8152
第102条　用語の定義 …… 8152
第103条　受発注者の責務 …… 8174
第104条　業務の着手 …… 8174
第105条　調査地点の確認 …… 8174
第106条　設計図書の支給及び点検 …… 8185
第107条　監督員 …… 8185
第108条　管理技術者 …… 8185
第109条　照査技術者及び照査の実施 …… 8196
第110条　担当技術者 …… 8196
第111条　提出書類 …… 8196
第112条　打合せ等 …… 82017
第113条　業務計画書 …… 82017
第114条　資料等の貸与及び返却 …… 82118
第115条　関係官公庁への手続き等 …… 82118
第116条　地元関係者との交渉等 …… 82219
第117条　土地への立入り等 …… 82219
第118条　成果物の提出 …… 82219
第119条　関連法令及び条例の遵守 …… 8230
第120条　検査 …… 8230
第121条　修補 …… 8230
第122条　条件変更等 …… 8241
第123条　契約変更 …… 8241
第124条　履行期間の変更 …… 8241
第125条　一時中止 …… 8252
第126条　発注者の賠償責任 …… 8252
第127条　受注者の賠償責任等 …… 8252
第128条　部分使用 …… 8263
第129条　再委託 …… 8263
第130条　成果物の使用等 …… 8263
第131条　守秘義務 …… 8263
第132条　個人情報の取扱い …… 8274
第133条　安全等の確保 …… 8285
第134条　臨機の措置 …… 8296
第135条　履行報告 …… 83027
第136条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …… 83027
第137条　保険加入の義務 …… 83027

第2章　機械ボーリング

第201条　目的 …… 8312~~8~~
第202条　土質の区分 …… 8312~~8~~
第203条　調査等 …… 8312~~8~~
第204条　成果物 …… 8322~~9~~

第3章　サンプリング

第301条　目的 …… 833~~0~~
第302条　採取方法 …… 833~~0~~
第303条　試料の取り扱い …… 833~~0~~
第304条　成果物 …… 833~~0~~

第4章　サウンディング

第1節　標準貫入試験
第401条　目的 …… 834~~1~~
第402条　試験等 …… 834~~1~~
第403条　成果物 …… 834~~1~~
第2節　スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）
第404条　目的 …… 834~~1~~
第405条　試験等 …… 834~~1~~
第406条　成果物 …… 835~~2~~
第3節　機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験
第407条　目的 …… 835~~2~~
第408条　試験等 …… 835~~2~~
第409条　成果物 …… 835~~2~~
第4節　ポータブルコーン貫入試験
第410条　目的 …… 835~~2~~
第411条　試験等 …… 835~~2~~
第412条　成果物 …… 836~~3~~
第5節　簡易動的コーン貫入試験
第413条　目的 …… 836~~3~~
第414条　試験等 …… 836~~3~~
第415条　成果物 …… 836~~3~~

第5章　原位置試験

第1節　孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）
第501条　目的 …… 8374
第502条　試験等 …… 8374
第503条　成果物 …… 8374
第2節　地盤の平板載荷試験
第504条　目的 …… 8385
第505条　試験等 …… 8385
第506条　成果物 …… 8385
第3節　現場密度測定（砂置換法）
第507条　目的 …… 8385
第508条　試験等 …… 8385
第509条　成果物 …… 8385
第4節　現場密度測定（RI法）
第510条　目的 …… 8396
第511条　試験等 …… 8396
第512条　成果物 …… 8396
第5節　現場透水試験
第513条　目的 …… 8396
第514条　試験等 …… 8396
第515条　成果物 …… 8396
第6節　ルジオン試験
第516条　目的 …… 8396
第517条　試験等 …… 84037
第518条　成果物 …… 84037
第7節　速度検層
第519条　目的 …… 84037
第520条　試験等 …… 84037
第521条　成果物 …… 84037
第8節　電気検層
第522条　目的 …… 84037
第523条　試験等 …… 84037
第524条　成果物 …… 84138

第6章　解析等調査業務

第601条　目的 …… 84239
第602条　業務内容 …… 84239
第603条　成果物 …… 8430

第7章　軟弱地盤技術解析

第701条　目的 …… 8441
第702条　業務内容 …… 8441
第703条　成果物 …… 8452

第8章　物理探査

第1節　弾性波探査
第801条　目的 …… 8463
第802条　業務内容 …… 8463
第2節　電気探査(比抵抗二次元探査)
第803条　目的 …… 8463
第804条　業務内容 …… 8474

第9章　地すべり調査

第901条　目的 …… 8485
第902条　計画準備 …… 8485
第903条　地下水調査 …… 8485
第904条　移動変形調査 …… 85047
第905条　雨量観測 …… 85047
第906条　解析 …… 85148
第907条　すべり面の判定 …… 85148
第908条　地すべりブロック区分の確定 …… 85148
第909条　地すべり発生機構の判定 …… 85148
第910条　安定解析 …… 85249
第911条　対策工法選定 …… 85249
第912条　地すべり防止工事計画の策定 …… 85249
第913条　目標安全率 …… 8530
第914条　照査 …… 8530
第915条　報告書作成 …… 8530
第916条　施工計画調査 …… 8530
第917条　地すべり防止効果の検証 …… 8552
第918条　検証結果の取りまとめ …… 8563

第10章　地形・地表地質踏査

第1001条　目的 …… 8574
第1002条　業務内容 …… 8574
第1003条　成果物 …… 8574

第11章　土質調査(海岸)

第1101条　適用の範囲 …… 8596
第1102条　準備 …… 8596
第1103条　位置測量 …… 8596
第1104条　足場 …… 8596
第1105条　ボーリング …… 8596
第1106条　台船方式ボーリング …… 86057
第1107条　原位置試験 …… 86057
第1108条　台船方式原位置試験 …… 86259
第1109条　乱れの少ない試料採取 …… 86259
第1110条　岩盤試料採取 …… 8641
第1111条　土質試験 …… 8641
第1112条　成果 …… 8641
第1113条　照査 …… 8652

その他 提出書類

提出書類一覧表 …… 9163
様式第 1号 監督員の(決定・変更)について …… 9174
様式第 2号 業務打合簿 …… 9185
様式第 3号 業務工程表 …… 9196
様式第 4号 管理技術者 決定(変更)通知書 …… 92017
様式第 5号 照査技術者 決定(変更)通知書 …… 92118
様式第 6号 担当技術者 決定(変更)通知書 …… 92219
様式第 7号 在籍証明書 …… 9230
様式第 8号 土木関係建設コンサルタント業務 技術者経歴書 …… 9241
様式第 9号 業務計画書の提出について …… 9263
様式第10号 業務完了報告書 …… 9274
様式第11号 履行期間延長申請書 …… 9285
様式第12号 身分証明書発行申請書 …… 9296
様式第13号 委任(下請負)承諾申請書 …… 93027
様式第14号 委任(下請負)承諾書 …… 93128
様式第15号 委任(下請負)通知書 …… 93229
様式第16号 貸与品引渡通知書 …… 9330
様式第17号 貸与品受領書 …… 9341
様式第18号 貸与品返納書 …… 9352
様式第19号 委託業務履行報告書 …… 9363
様式第20号 部分使用同意書 …… 9374
別記様式 業務計画書記入例 …… 9385

第１編　共通編

第１章　総則

第 1101 条　適　用

設計業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務(当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。)に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
2. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
3. 測量業務及び地質・土質調査業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第 1102 条　用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、収支等命令者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 32 条第 2 項(現地調査等がない場合は、契約書第 30 条第 2 項)の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書に規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 1117 条　成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。
4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領~~(案)~~(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン　佐賀県」及び「電子納品運用ガイドライン~~(案)~~【業務編】」に基づくものとする。

第 1118 条　関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 1119 条　検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項（現地調査等がない場合は、契約書第 30 条第 1 項）の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で

行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。 この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)設計業務等成果物の検査

(2)設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン 佐賀県」及び「電子納品運用ガイドライン ~~(案)~~【業務編】」に基づくものとする。

第 1120 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項(現地調査等がない場合は、契約書第 30 条第 2 項)の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 1121 条 条件変更等

1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項(現地調査等がある場合のみ)に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、業務打合簿(指示)によるものとする。

第 1122 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 (2) 履行期間の変更を行う場合
 (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 (4) 契約書第 31 条(現地調査等がない場合は、契約書第 29 条)の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 (1) 第 1121 条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項

ない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 1134 条　履行報告

受注者は、他業務との工程調整が必要な場合や、本業務の遅れにより社会的影響が大きい場合等は、監督員の指示により委託業務履行報告書を作成・提出しなければならない。

第 1135 条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

第 1136 条　保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 1137 条　新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

第 2 章　設計業務等一般

第 1201 条　使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。特に、環境配慮については、環境影響評価法、佐賀県環境影響評価条例の遵守のほか、佐賀県環境評価技術指針に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第 1202 条　現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

第 1203 条　設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

第 1204 条　調査業務の内容

調査業務とは、第 1202 条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

第 1205 条　計画業務の内容

計画業務とは、第 1113 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

第 1206 条　設計業務の内容

1. 設計業務とは、第 1113 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。
2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものいう。
3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等

継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。
13. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月法律第 110 号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。
14. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 5 月法律第 100 号）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。
15. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）にもとづき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。
16. 受注者は、設計にあたり佐賀県公共施設・公共工事県産木材利用推進の基本方針に基づき木製構造物を利用できる箇所については積極的に活用を検討するものとし、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第 1210 条　調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第 1211 条　設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

1. 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討

１．主要技術基準及び参考図書

〔1〕共通

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	―
2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 2018 年版	土木学会	R 元.3
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R8~~7~~.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R 元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書、公園緑地共通仕様書、港湾・漁港共通仕様書	佐賀県	R8~~7~~.7
11	地盤調査の方法と解説（2分冊）	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	R2.12
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R7.3
15	公共測量 作業規定の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R7.7
16	公共測量 作業規定の準則 解説と運用 （地形測量及び写真測量編） （基準点測量編、応用測量編）	日本測量協会	 R6.6 R6.4
17	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
18	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
19	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
20	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6.2
21	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3
22	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3
23	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
24	2022 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5.3
25	2023 年制定 舗装標準示方書	土木学会	R5.10
26	2023 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	R5.9
27	2023 年制定 コンクリート標準示方書 【土木学会規準および関連規準】＋【JIS 規格集】	土木学会	R5.10
28	2022 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	R5.3
29	2023 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	R5.9
30	2022 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	R5.3
31	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R6~~H28~~.3
32	CAD製図基準	国土交通省	H29.3
33	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3
34	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R5.3
35	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6
36	コンクリートライブラリー66 号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4
37	2016 年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／[山岳工法編]・同解説	土木学会	H28.8

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
38	2016年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／[山岳工法編]・同解説	土木学会	H28.8
39	2016 年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／[開削工法編]・同解説	土木学会	H28.8
40	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
41	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2
42	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工事用標準セグメント(A－3，4)	日本下水道協会	R6.4~~H13.7~~
43	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12
44	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
45	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5
46	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5
47	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	R6.10
48	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	R6.10
49	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
50	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
51	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6
52	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	R7.6~~H30~~
53	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	R7~~6~~.6
54	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6
55	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
56	高圧受電設備規程	日本電気協会	R7.11~~R2~~
57	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004 年版	日本電設工業協会	H16.9
58	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
80	製品仕様書等サンプル　航空レーザ測量	国土地理院	R6.9
81	製品仕様書等サンプル　応用測量	国土地理院	R6.9
82	製品仕様書等サンプル　三次元点群データ作成	国土地理院	R6.9
83	土木工事数量算出要領~~(案)~~	国土交通省	R7.4~~R6~~
84	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	R2.4
85	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24.5
86	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H30~~29~~.2
87	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
88	マルチ GNSS 測量マニュアル(案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	R2.6
89	公共測量におけるセミ･ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
90	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
91	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21.4
92	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
93	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3
94	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7
95	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H29.3
96	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3
97	建設工事における自然由来重金属等含有岩石･土壌への対応マニュアル(2023 年版)	建設工事における自然由来重金属等含有岩石･土壌への対応マニュアル改訂委員会	R5.3
98	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4
99	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17.12

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
100	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所（監修） 土木研究センター（編集）	H21.10
101	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
102	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
103	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1
~~104~~	~~UAV を用いた公共測量マニュアル（案）~~	~~国土地理院~~	~~H29.3~~
~~105~~	~~地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）~~	~~国土地理院~~	~~H30.3~~
~~106~~	~~UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）~~	~~国土地理院~~	~~H30.3~~
~~107~~	~~三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）~~	~~国土地理院~~	~~H31.3~~
~~108~~	~~航空レーザ測探機を用いた公共測量マニュアル（案）~~	~~国土地理院~~	~~H31.4~~
~~109~~	~~車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）~~	~~国土地理院~~	~~R 元.12~~
104	i-Construction 推進のための3次元数値地形図データ作成マニュアル	国土地理院	R7.4
105	3D 都市モデル標準製品仕様書	国土交通省	－
106	3D 都市モデル整備のための測量マニュアル	国土交通省	－
107	3D 都市モデル整備のための BIM 活用マニュアル	国土交通省	－
108 ~~110~~	佐賀県公共測量作業規定	佐賀県	R2.3
109 ~~111~~	電子納品運用ガイドライン	佐賀県	H24.2
110 ~~112~~	佐賀県公共事業景観形成指針解説書	佐賀県	H22.3

38	令和8~~平成 28~~年度版　河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	R7.9~~H28.1~~
39	平成 28 年度版　河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1
40	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	―
41	護岸の力学設計法	国土技術研究センター	R5.10
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3
43	漁港・漁場の施設の設計参考図書 2023 年版	全国漁港漁場協会	R5.4
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6
49	河川構造物設計業務ガイドライン（護岸設計業務）国	国土開発技術研究センター	H5.10
50	河川構造物設計業務ガイドライン（樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
51	河川構造物設計業務ガイドライン（堰・床止め設計業務	国土開発技術研究センター	H8.11
52	土木構造物設計マニュアル(案) －樋門編－	全日本建設技術協会	H14.1
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3
55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1
56	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会	H29.6
57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	R6.4
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3

80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4
81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12
82	軟岩の調査・試験の指針(案)～1991 年版～	土木学会	H3.11
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H19.7
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村 振興局、水産庁	H18.1
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30.6
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8
90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H30.12
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル~~(案)~~	国土交通省 水管理・国土保全局~~建設省河川局~~	R6~~H31~~.3
92	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10
93	台形 CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26.6
94	改訂版 巡航 RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2
95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H31.3
96	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18.3
97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9
98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5
99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第４版)	国土交通省	H27.7

100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第 5 版）	国土交通省	R6.3
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	R5.5
102	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2
108	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.11
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2.4
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.11	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R5.4
112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19.5
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1）	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4
114	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22.3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R5.3~~2.6~~

137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3
140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R5.3
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	R4.3
144	海岸施設設計便覧(2000 年版)	土木学会	H12.11
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設~~国土交通~~省	H7.4~~R5.3~~
146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3
147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2
148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6
149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3
150	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3
151	水文観測業務規程細則	国土交通省　水管理・国土保全局	H29.3
152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省　水管理・国土保全局	H26.3
153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省　水管理・国土保全局	H26.3
154	水文観測	全日本建設技術協会	H14
155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9
156	流量観測の高度化マニュアル(高水流量観測編)	土木研究所	H28.6
157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3

9	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	公共建築協会	R7年度版
10	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	公共建築協会	R7年度版
11	建築工事標準詳細図	公共建築協会	R4年度版
12	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日本建築学会	R6.12
13	建築基礎構造設計指針	日本建築学会	R 元.11

〔5〕農業農村整備

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	土地改良事業計画設計基準(計画「海面開拓」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S41.3
2	土地改良事業計画設計基準(設計「水利ｱｽﾌｧﾙﾄ工(前編)」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S42.2
3	土地改良事業計画設計基準(設計「水利ｱｽﾌｧﾙﾄ工(後編)」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S45.6
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「水路トンネル」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H26.7
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「水路工」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H26.3
6	土地改良事業計画設計基準(設計「ダム」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H15.4
7	土地改良事業計画設計基準(設計「農道」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	R6.3~~H17.3~~
8	土地改良事業計画設計基準(計画「水温水質」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S42.11
9	土地改良事業計画設計基準(計画「河口改良」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S42.11
10	土地改良事業計画設計基準(計画「農地開発(開畑)」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S52.1
11	土地改良事業計画設計基準(計画「農地保全」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S54.7
12	土地改良事業計画設計基準(計画「水質障害対策」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S55.8
13	土地改良事業計画設計基準(計画「土層改良」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S59.1
14	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「農業用水(水田)」)	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H22.7

15	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説（計画「農業用水（畑）」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H27.5
16	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説（計画「ほ場整備（水田）」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H25.4
17	土地改良事業計画設計基準（計画「暗きょ排水」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H29.5~~R2.7~~
18	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説（計画「農道」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H13.8 H19.3（追補）
19	土地改良事業計画設計基準（計画「農地地すべり防止対策」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	R4.5
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
20	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説（設計「ポンプ場」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H30.5
21	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説（設計「頭首工」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	R6.3~~H20.3~~
22	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説（設計「パイプライン」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	R3.6
23	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説（計画「排水」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	R7.4~~H31.4~~
24	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説（計画「ほ場整備（畑）」）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H19.4~~R2.7~~
25	土地改良事業計画指針（マイクロかんがい）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H6.4
26	土地改良事業計画指針（農地開発（改良山成畑工））	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H4.5
27	土地改良事業計画指針（防風施設）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	S62.9
28	土地改良事業計画指針（畑地帯集水利用）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H2.4
29	土地改良事業計画指針（農村環境整備）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H9.2 H14.1（追補）
30	土地改良事業設計指針（ファームポンド）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H11.3
31	土地改良事業設計指針（ため池整備）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H27.5
32	土地改良事業設計指針（耐震設計）	農林水産省 ~~(社)農業農村工学会~~	H27.5
33	改訂七版農業農村工学ハンドブック	(社)農業農村工学会	H22.8
34	土地改良事業標準設計（擁壁）	農林水産省 ~~(社)農業農村整備情報総合センター~~	H11.3

35	土地改良事業標準設計（農地造成）	農林水産省 ~~(社)農業農村整備情報総合センター~~	H1.1
36	土地改良事業標準設計（ほ場整備）	農林水産省 ~~(社)農業農村整備情報総合センター~~	H3.3
37	土地改良事業標準設計（水路付帯構造物）	農林水産省 ~~(社)農業農村整備情報総合センター~~	H1.1
38	土地改良事業標準設計図面集（パイプライン付帯工）	農林水産省 ~~(社)農業農村整備情報総合センター~~	H8.3
39	土地改良事業標準設計図面集（橋梁下部工）	農林水産省 ~~(社)農業農村整備情報総合センター~~	H11.3
40	土地改良事業標準設計図面集（ボックスカルバート）	農林水産省 ~~(社)農業農村整備情報総合センター~~	H11.3
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
41	土地改良事業標準設計図面集（鉄筋コンクリート二次製品）	農林水産省 ~~(社)農業農村整備情報総合センター~~	H13.2
42	土地改良事業標準設計図面集（擁壁工）	農林水産省 ~~(社)農業農村整備情報総合センター~~	H13.12
43	電気設備計画設計技術指針（特別高圧編）	農林水産省 ~~(社)農業土木機械化協会~~	H20.3
44	電気設備計画設計技術指針（高低圧編）	農林水産省 ~~(社)農業土木機械化協会~~	R1.9~~H19.10~~
45	水管理制御方式技術指針（計画設計編）	農林水産省 ~~(社)農業土木機械化協会~~	R6.10~~H25.11~~
46	鋼構造物計画設計技術指針（小型水門扉利用の手引き編）	農林水産省 ~~(社)農業土木事業協会~~	H22.3
47	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）	農林水産省 ~~(社)農業土木事業協会~~	H21.11
48	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	農林水産省 ~~(社)農業土木事業協会~~	H18.3
49	鋼構造物計画設計技術指針（除塵設備編）	農林水産省 ~~(社)農業土木事業協会~~	H27.3
50	バルブ設備計画設計技術指針	農林水産省 ~~(社)農業土木機械化協会~~	H27.3
51	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	農林水産省 ~~(社)農業土木事業協会~~	H19.3

第 2 編　河 川 編

第 1 章　河川環境調査

第 1 節　河川環境調査の種類

第 2101 条　河川環境調査の種類

河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。

1. 環境影響評価
2. 河川水辺環境調査

第 2 節　環境影響評価

本調査は、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（（平成 25 年 4 月 1 日国土交通省令第 1 号）、「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（（平成 25 年 4 月 1 日国土交通省令第 28 号）及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 25 年 4 月 1 日国土交通省令第 28 号）（以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。

第 2102 条　環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

1. 計画段階配慮書（案）の作成
2. 方法書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書(案)を作成するものとする。

(3) 要約書(案)の作成

受注者は、評価書(案)を要約した要約書(案)を作成するものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2110 条 評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 3 節 河川水辺環境調査

本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省

~~リバーフロント整備センター~~・令和7~~平成 18~~年9~~8~~月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月）に準拠して、実施するものとする。

第 2111 条　河川水辺環境調査の区分

河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

1. 基本~~生物~~調査
 (1) 魚~~介~~類採捕調査
 (2) 魚類環境 DNA 調査
 (3~~2~~) 底生動物調査
 (4~~3~~) 植物調査
 (5~~4~~) 鳥類調査
 (6~~5~~) 両生類・爬虫類・哺乳類調査
 (7~~6~~) 陸上昆虫類等調査
 (8~~7~~) 河川環境基図作成調査
2. 河川空間利用実態調査
3. 河川水辺総括資料作成調査

第 2112 条　魚類採捕調査

1. 業務目的

本調査は、河川における魚~~介~~類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査　基本調査マニュアル【河川版】」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(3) 現地調査計画策定

受注者は、全国調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査　基本調査マニュアル【河川版】」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(4) 現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。

1). 考察・評価

受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川編】」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。

2). データの入力

受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)ホームページの「河川水辺の国勢調査~~(河川版)生物調査編－データ~~入出力システム~~－(財)リバーフロント整備センター~~」を用いて~~に基づき~~調査結果データの入力を行う。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2113 条 魚類環境 DNA 調査

1. 業務目的

本調査は、魚類の生息状況を、環境 DNA 調査を基に把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)現地調査計画策定、(3)現地調査については、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(4) 分析

受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNA の抽出」、「DNA の分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。

(5) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめるものとする。

なお、受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データの入力を行う。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 21143 条 底生動物調査

3. 業務目的

本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。

4. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 21121 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(52) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川編】」にもとづき標本を作成するものとする。

(63) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 21121 条魚類採捕調査第 2 項(5)に準ずるものとする。

(74) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(85) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 21154 条 植物調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における植物に関する植生調査等の生育状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 21121 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(62) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(73) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 21165 条　鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における鳥類の生息状況とともに、集団分布地の状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 21121 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(62) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(73)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 21176 条　両生類・爬虫類・哺乳類調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 21121 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(62) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(73)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 21187 条 陸上昆虫類等調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 21121 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(52) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川編】」にもとづき標本を作成し保管するものとする。

(63) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 21121 条魚類採捕調査第 2 項(5)に準ずるものとする。

(74) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(85) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 21198 条 河川環境基図作成調査

1. 業務目的

河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前~~資料~~調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。

(3) 現地調査計画策定

受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川編】」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(~~4~~3) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき~~資料調査の成果を踏まえ~~、調査を実施するものとする。

(~~5~~4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。

(~~6~~5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(~~7~~6)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2120~~19~~条 河川空間利用実態調査

1. 業務目的

河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 河川空間利用実態調査

受注者は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川編】」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。

(3) 川の通信簿

受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 21210 条 河川水辺総括資料作成調査

1. 業務目的

河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料調査

受注者は、設計図書及び「河川水辺の国勢調査　総括資料作成調査の手引き(案)」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を資料収集し、総括的な考察検討を行うものとする。

(3) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 成果物

第 21221 条 成果物

1. 環境影響評価

第 6 編　ダム編
第 1 章　ダム環境調査

第 1 節　ダム環境調査の種類

第 6101 条　ダム環境調査の種類

ダム環境調査の種類は、下記のとおりとする。

1. 環境影響評価
2. ダム湖環境調査

第 2 節　環境影響評価

本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（（平成 25 年 4 月 1 日国土交通省令第 1 号）以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。

第 6102 条　環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

1. 計画段階配慮書（案）の作成
2. 方法書（案）の作成
3. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
4. 調査
5. 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
6. 準備書（案）の作成
7. 評価書（案）の作成
8. 評価書の補正等

第 6103 条　計画段階配慮書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書

を作成するものとする。

第 6110 条　評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 3 節　ダム湖環境調査

本調査は、「河川水辺の国勢調査　基本調査マニュアル【ダム湖版】」（ダム水源地環境整備センター・令和7~~平成 18~~年9~~3~~月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。

第 6111 条　ダム湖環境調査の区分

ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

1.　生物調査

(1) 魚~~介~~類採捕調査

(2) 魚類環境 DNA 調査

(32) 底生動物調査

(43) 動植物プランクトン調査

(54) 植物調査

(65) 鳥類調査

(76) 両生類・爬虫類・哺乳類調査

(87) 陸上昆虫類等調査

2. ダム湖利用実態調査

第 6112 条 魚弁類採捕調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその上下流の魚弁類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、およびその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、マニュアルに基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(3) 現地調査計画策定

1) 現地踏査

受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及おおよびその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。

2) 現地調査計画書の作成

受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき、学識経験者の助言を得るようにするものとする。

(4) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した魚弁類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定および計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6113 条 魚類環境 DNA 調査

1. 業務目的

本調査は、魚類の生息状況を、環境 DNA 調査を基に把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2) 現地調査計画策定、(3) 現地調査については、第 6112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(4) 分析

受注者は、現地調査について、「ろ過」、「DNA の抽出」、「DNA の分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。

(5) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 61143 条 底生動物調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第61121~~1~~条魚~~介~~類採捕調査に準ずるものとする。

(5~~2~~) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。

(6~~3~~) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7~~4~~) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8~~5~~) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 61154~~-~~条　動植物プランクトン調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第61121~~1~~条魚~~介~~類採捕調査に準ずるものとする。

(5~~2~~) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、必要な前処理を行い、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。

(6~~3~~) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、~~学識経験者の助言を仰ぎ、~~調査結果について所定の様式に~~を~~とりまとめる。~~、考察を行う。~~また、所定の様式に基づき、年鑑~~間~~原稿を作成するものとする。

(7~~4~~) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8~~5~~) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 61165 条　植物調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺の植物の生育状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 61121 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。

(52) 室内分析

受注者は、現地で同定が困難な種等を室内に持ち帰り、検索・同定を行う。また同定が困難な種等については、必要に応じて標本（おしば）の作成を行う。

(63) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(74) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(85) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 61176 条　鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺の鳥類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 61121 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。

(52) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(63) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(74) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 61187 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺の両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 61121 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。

(52) 室内分析

受注者は、捕獲した個体のうち、特定種に該当しないもので同定上問題があると判断されるものを持ち帰り、室内において検索・同定を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。

(63) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(74) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(85) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 61198 条 陸上昆虫類等調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺の陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するも

のとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 61121 条魚弁類採捕調査に準ずるものとする。

(52) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行う。また、必要に応じ標本の作成を行う。

(63) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(74) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(85) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6120 条 ダム湖環境基図作成調査

1. 業務目的

本調査は、生物の良好な生息・生育環境の保全を念頭に置いた適切なダム管理に資するため、ダム湖及びその周辺における植生、河川環境、構造物等を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。

(3) 現地調査計画策定

1) 現地踏査

受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、全体調査計画、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。

2) 現地調査計画書の作成

受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定を行い、現地調査計画書を作成するものとする。なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき、学識経験者の助言を得るようにするものとする。

(4) 現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき、とりまとめ・考察を行い、ダム湖環境基図を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 612119 条 ダム湖利用実態調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査マニュアル(案)・国土交通省」に準拠するものとする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査計画の策定

受注者は、設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、監督員の承諾を得るものする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき、成果のとりまとめを行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 成果物

第 61220 条　成果物

1. 環境影響評価

受注者は、表 6.1.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6.1.1　成果物一覧表

成果物項目	摘要
環境影響評価報告書一式	※1
方法書(案)	
準備書(案)	※2
評価書(案)	※2

※1　環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評　価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2　要約書(案)を含むものとする。

~~設計項目~~	~~成果物項目~~	~~摘　要~~
	~~基礎的項目に関する調査報告書~~	
	~~現状調査報告書~~	
	~~現地調査写真集~~	
	~~予測・評価、保全対策検討報告書~~	
	~~環境影響評価準備書~~	
	~~環境影響評価書~~	

2. ダム湖環境調査

受注者は、報告書を成果物として第 1117 条成果物の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

2. 地質・土質調査業務共通仕様書

第１章　総則

第 101 条　適用

1. 地質・土質調査共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務(以下「地質・土質調査業務」という。)に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び測量業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第 102 条　用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、収支等命令者をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
10. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。

ない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。

2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 135 条　履行報告

受注者は、他業務との工程調整が必要な場合や、本業務の遅れにより社会的影響が大きい場合等は、監督員の指示により委託業務履行報告書を作成・提出しなければならない。

第 136 条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を~~付した書面によって~~監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

第 137 条　保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 2 章　機械ボーリング

第 201 条　目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

第 202 条　土質の分類

土質の分類は、JGS0051(地盤材料の工学的分類方法)によるものとする。

第 203 条　調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置、深度及び数量
 (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
 (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
3. 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付けるとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。

4. 掘進
 (1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
 (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
 (3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
 (4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
 (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
 (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
 (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
 (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
 (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破砕帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被

圧水頭)を測定するものとする。

(10) 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。
試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。
ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

5. 検尺

(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。

(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔臨場のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

6. コア

(1) 採取したコアは、掘進完了後ボーリング柱状図、コア写真を添付して監督員の確認を受けなければならない。

(2) 採取したコアは、監督員から提出の指示がない場合、適正に処分しなければならない。

7. その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

第 204 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

1. 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)
2. 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理し提出するものとする。
3. 採取したコア提出の要否は、監督員より指示する。ダム、港湾施設、杭基礎、トンネル、地すべり対策及び監督員から指示があったコアは試料箱(コア箱)~~標本箱~~に~~収納し~~、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出するものとする。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビン等に密封して収納するものとする。提出が不要な場合は、採取したコアと収めた試料箱(コア箱)の処分について監督員と協議するものとする。
4. コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。

3. 測量業務共通仕様書

第 1 章 総則

第 101 条 適用

1. 測量業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部の発注する測量業務に係る土木設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び地質・土質調査業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第 102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、収支等命令者をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
7. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する物で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
9. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。

製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規定」の定めの他、別途国土地理院より定めるマニュアルによるものとする。

第 107 条　設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 108 条　監督員

1. 発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後、7 日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第 109 条　管理技術者

1. 受注者は、測量業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
4. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 110 条　担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術

2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入に際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 118 条 成果物の提出

1. 受注者は測量業務が完了した場合には、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果物の納品は 2 部とする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。
4. 受注者は、「土木設計業務の電子成果品要領(案)及び測量成果電子納品要領(案)(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン 佐賀県」及び「電子納品運用ガイドライン~~(案)~~【測量編】（国土交通省・令和 7~~6~~年3月）」に基づくものとする。

第 119 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 120 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 測量業務成果物の検査

(2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン 佐賀県」及び「電子納品運用ガイドライン ~~(案)~~【測量編】(国土交通省・令和 7 年3月)」に基づくものとする。

第 121 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 122 条 条件変更等

1. 監督員が受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正(以下「測量業務の変更」という。)の指示を行う場合は、業務打合簿(指示)によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。

(1)第 116 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合

(2)天災その他の不可抗力による損害

(3)その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

第 123 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。

(1) 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合

(4) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 第 121 条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項

(2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第 124 条 履行期間の変更

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置
受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告
受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等
受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等
（1）受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
（2）発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備
受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第 113 条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知
受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 133 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和 7 年 3 月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

第 135 条　履行報告

受注者は、他業務との工程調整が必要な場合や、本業務の遅れにより社会的影響が大きい場合等は、監督員の指示により委託業務履行報告書を作成・提出しなければならない。

第 136 条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を~~付した書面によって~~監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

第 137 条　保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。